

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第8回）

- 日 時 令和3年10月7日 午前10時29分～午前11時42分
午後1時10分～午後1時15分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委 員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議 長 草間道治
- 調査対象議員 藤田 昇
- 出席議会事務局職員 高梨久子議会総務課長、長島ひろみ議事グループリーダー
-

- 委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。
初めに申し上げます。報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。
本日は、引き続き政治倫理基準違反の行為の存否について審査を進めてまいります。
前回、対象議員である藤田 昇議員からの聴取の途中で散会しておりますので、今回も引き続き藤田議員からの聴取を行っていきます。
それでは、藤田議員の出席をお願いいたします。

[藤田 昇議員 着席]

- 委員長 それでは、藤田議員への質疑をお願いいたします。
- 委員 前回、第7回の審査会では、第6回の審査会の議事録の8ページの上の「あえて申し上げますと」のところから藤田議員の発言の終わりまで、藤田議員から撤回するという意思表示がありました。そこで、引き続き威圧的な発言などについてお聞きいたします。
初めに、政治倫理条例なんですけれど、政治倫理条例の第2条、議員の責務というのがあります。第2項ですね、議員は「自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにする」って書いてあるんですけれど、しかし、藤田議員は審議会の場においても発言を撤回しなければならないような態度をとっています。これから何点かお聞きをするんですけれど、政治倫理条例の趣旨に沿った回答をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。
- 藤田議員 はい。
- 委員 では、何点か聞きます。

調査請求者への謝罪についてです。調査請求書が6月2日付で出されています。4か月以上がたったんですけれど、藤田議員から調査請求者に直接の謝罪はしているのでしょうか。

○藤田議員 直接の謝罪は、まだできておりません。

○委員 なぜ、謝罪していないんですか。

○藤田議員 前回も申し上げましたが、調査請求者の方の具合が悪いということと、少し間を置いてということと、間に入っていただいたりして連絡を取っていただいたりはしたんですが、何回か。

○委員 謝罪の意思を伝えるということは、いろんな方法でできるかなと思うんですけれど。3月18日の都市厚生常任委員会での藤田議員の発言なんですけれど、3月10日の発言を受けて「陳情者が威圧的に感じられたということで、大変申し訳なく、おわびを申し上げます。申し訳ありません」と言っているんですけれども、これは言葉だけで、本当に申し訳ないと思っているんですかね。

○藤田議員 はい。申し訳ないと思っております。

○委員 そうはいつでも、直接謝罪をしていない。謝罪の意思を本人に伝えていないということで、謝罪をしているのではなくて、この審査会を通して終始弁解をしているというふうに私は感じています。

次に、3月10日の、委員長としての職務についてです。3月18日の都市厚生常任委員会藤田議員は、陳情者と行政との間に誤解が生じている、誤解を解こうとして発言したということを行っているんですけれど、3月10日の委員会では、藤田議員は3点について言っているんですよ。1つはGIGAスクール、もう一つはリーフレット、そして3つ目は教育長について、この3つを言っています。誤解を解くということならば、委員長の職を降りて委員として恐怖心を与えるような威圧的な口調で陳情者を攻撃するのではなく、委員長として教育委員会に誤解を解くように促すことが必要だったのではないかなと思うんですけれど、藤田議員はどういうふうに思っていますかね。

○藤田議員 前回も申し上げましたが、委員会での質疑が進んでおりましたが、そこで先ほど私が言ったGIGAスクールとリーフレット、また教育長についての部分については、質疑が進んでいく中で、その3点については私のほうで確認をさせていただくという形で質疑をさせていただきました。

○委員 委員長を降りて委員として発言をしていく、これは規則的にはあり得るんですけれど、しかし、委員長としてその誤解を解くように促すというやり方もあったと思うんですよ。そうすると、委員として誤解を解く——誤解を解くというよりも、それこそ恐怖心を与えるような発言をしたということで、誤解が解けたんじゃなくて余計……、誤解じゃなくて違う問題が起きちゃったということなんですけれど、委員長として誤解を解く方法が間違っていたというふうに、今思いませんか。

○藤田議員 相手に威圧的な発言になってしまったとか、そういうことの部分では、謝罪しているとおりでございます。

○委員 威圧的な発言になっちゃったということ自体は事実なので、今から思うと、委員長職を降りて委員として威圧的な発言をするのではなくて、委員長として教育委員会に、陳情者がもし誤解しているんだということならば誤解を解くような促しをするほうがよかったんじゃないかというふうに、私は思います。

その誤解を解くということなんですけれど、第6回審査会の、1ページ目です。下から6行目くらいですかね。「誤解を解くためにそういう形で、G I G Aスクールの関係とリーフレットの関係について、そのような形で発言するような」状況ですということで、先ほど言ったんですけれど、誤解だということを藤田議員が言っているのは3つです。もう一つ、教育長についてというのがここで触れられていないんですけれども、誤解を解く、陳情者が教育長の何について誤解をしていたというんですかね。

○藤田議員 今の1ページの部分というのは、G I G Aスクールとリーフレットの関係についての誤解ということですよ。

○委員 3月10日の委員会では、3つの点について言っているんですよ。G I G Aスクールとリーフレット、そして教育長についてというので言っています。なので、ここでは教育長について触れていないんですけれど、陳情者が教育長の何について誤解をしたのか。誤解を解くために発言したということなので、教育長の何について誤解をしているのかというのが、ちょっと分からないんですけれど。

○藤田議員 3月10日の議事録にもありますけど、教育長に対する個別な部分というか、そういうことで発言があったという部分を申し上げたので、その辺が、リーフレットとG I G Aスクール、そのことに対する誤解が、要は教育長個人でつくっているのではないと思うので、そういう形でのお話になったと。

○委員 確かに、教育長一人がつくっているわけじゃないんですけれど、大体、組織というのは、じゃ誰が責任を取るのかということ一番の長が、問題があった、何かあったというときにはそうなるんですよ。担当者ももちろんそうなんですけれど、やっぱり批判されるのは組織の長なので、教育長の責任というのは非常に重いですから、それについて批判をする。この間も議論しましたけれども、教育長というのは公人ですから、個人的な、例えば「〇〇があそこで何かしていたぞ」という批判とは違うわけですよ。公人の教育長が、教育長の職務としてリーフレット、G I G Aスクールを進めていった……。これはリーフレットの関係ですかね。リーフレットを発行したということに対しての批判というのは、市民にとって当然のことじゃないですか。もし、そうじゃないんじゃないかという疑問を持っているのならば、批判をされるというのは当然のことじゃないですかね。誤解ではないと思うんですけれど。

○藤田議員 前回もお話させていただきました。発言については訂正した部分もありますので、

その辺についてはリーフレットとGIGAスクールについての意見の違いというのは確かにあったと思うので、その辺の部分でお話しました。

○委員 その発言の撤回というのは、3月10日のことですか。それとも、第6回の審査会のこと。

○藤田議員 3月10日のことですね。

○委員 撤回したのはその後なのでね。撤回するに当たって、「陳情者と行政との間に誤解を生じているのではないかと感じたため、誤解を解こうと、一委員としてあのような発言をいたしました」というふうに言っているんですよ、3月18日に。なので、誤解を解く、GIGAスクールとリーフレットというのは誤解なのかどうかというのは何回か議論させてもらったんですけど、まあ、誤解だというふうに藤田さんは言っています。教育長のことについて、何が誤解だったのかなというのが、ちょっと分からないんですよ。GIGAスクールとリーフレットについては誤解を解くためだった。教育長については何々だったというならわかるけれど、3つ一緒にしちゃって誤解を解くためだっというふうに言っているの、教育長に対して陳情者が何を誤解していたというふうに言われているのかというのが分からないので、教えていただきたいんです。

○藤田議員 リーフレットの部分も確かにあったと思うんですが。

○委員 リーフレットはリーフレットで言っているんですよ。10日の発言で「もう1点、先ほど陳情者からありました、教育長に対する個人的な部分もありました」というのがあって、「正しい発言じゃない」。やはり個別の名前で何か批判をするようなことというのはちょっと控えていただきたい。正しくないんだ、控えろと言っているんですよ。それが何を、どういう誤解を陳情者がしていたのかと藤田さんが思ったのかを聞きたいんですよ。

○委員長 分かりますか。教育長のどの部分を誤解しているのかという。そこが分からないという事で聞いているんですけど。

○藤田議員 今お話しの部分で、控えていただきたいとかというのは削除してあると思うんですが、リーフレットの部分のやり取りの中で、教育長が作成するのに、教育長の作成の仕方がまずいというようなお話があった部分で。

○委員 それが誤解なんですか。誤解じゃなくて、まずいということは陳情書がまずいというふうに思ったわけで、誤解でも何でもないんじゃないですか。

○藤田議員 前回もお話ししたとおりなんですけど、10日にお話ししたのは、そのようにそのときに受け止めてお話をさせていただいたのが……。

○委員 前回そんな話、したっけ。誤解を解くために3月10日、委員長の職を降りて委員として陳情者に対して威圧的な発言をしたんだ。弁解をしているんですよ、誤解を解くためということで。そこで私、どういう誤解を解くためなのか、例えばGIGAスクール、どこの学校に整備するのかというのは、ちょっと誤解だったのは分かります。リーフレット、市民の声もあったというのを藤田さんは知っていたというのがあったので、陳情者はそれを知らなかった、誤解していたというのは、やり取りで鮮明になったんですよ。だけど、教育長について陳情者が何を誤解し

ていたのかというのが、私分らないんですよ。誤解を解くために、3月10日、発言したんだと言って、藤田さんは自分は正しいことをしたんだ、自分の発言は問題ないんだ。弁解なんですよ。その弁解が正しいのかどうなのかというのが知りたいんです。

○委員長 教育長に対しての発言は、何を誤解しているのかというのが聞きたいところなんですよ。

○委員 そうです。単純な話です。

○委員長 議事録で言うと「教育長に対する個別な部分」というところを誤解しているというのかな。

○委員 個別なところというと何なのか。個人的な生活なのか。

○委員長 そこは削除されているよ、今は。

○委員 「正しい発言じゃない」というのは残っているんですよ。だから、誤解をしたんじゃないか、正しい発言じゃないって言っているわけだから、その陳情者が何を誤解していたのかというのを知りたいわけですよ。

○委員長 そこは削除されている部分じゃないの。

○委員 「正しい発言じゃない」というのは……

○委員長 そこは削除されていないけど。

○委員 ただ、削除されたのはその後なんでね。10日にはそういうふうに言っているわけですよ。みんなで聞きました。そこが、誤解をしているというのですから、何を誤解していたのかというのを知りたいんです。資料1には残っています。

○委員長 藤田議員、答えられますか、その部分。

○委員 調査請求書の資料1です。一番下。「正しい発言じゃない」「控えていただきたい」というのが、陳情者が教育長に対して何を誤解していたのか。

○藤田議員 10日のときに、リーフレットに関して陳情者の方が「統合は法律のためのごとくえんきょくして伝えています」とか「教育長は元教員だった方なのに、とても教育者とは思えない手法です」というところもあったり、「このリーフレットで教育委員会がしているのは市民への丁寧な説明ではなく、絵に描いた餅をおいしそうに見せるための努力です」、このことを別に否定しているわけではないんですが、ここの中もあったと思うのですが、リーフレットを作ったのは市民の意見から作ったということとか、教育長が個人で作っているわけじゃなくて、そういう意見を聞いて、市民に理解を頂くために作成したものだと思いますので、そのような発言になったのかなと思います。

○委員 それはリーフレットのことなんですよ。

○藤田議員 ですから、今お話ししたとおりでございます。

○委員 もう1点は、教育長に対して「個別な部分もあり」ということで、それが誤解だということなんですかね。

- 藤田議員 皆さん意見は自由だと思うので、その辺の部分は私も前回謝罪させていただいたとおりです。
- 委員 謝罪するのに、誤解があったから発言したんだと言っているんですよ。その誤解って何なのか。
- 委員長 今、藤田議員の発言した、教育長は元教員だった方なのに、とても教育者とは思えない手法でという部分でしょう。
- 藤田議員 はい、そうです。
- 委員長 そこを誤解しているんじゃないかっていうふうに思って、こういう発言になっている。
- 藤田議員 そうですね、はい。
- 委員 それは誤解じゃなくて、陳情者が思っていることだから、事実と違っているかどうかというのは客観的には分からないわけですよ。誤解じゃないんですよ。さっきも言ったように、GIGAスクール、全体の学校にやる、いや、一部にやるんじゃないかというのは、もう客観的に全体でやるんだよということで、それは誤解だったんですよ。リーフレット、市民からの要望はないという言い方だったのかな、だけど、そういう声もあったというのも陳情者としては分からなかったという、誤解の一つだと思うんですよ。だけど、陳情者が教育長に対しての思いというのは、誤解ではなくて思いなんです。藤田さんが、それを誤解じゃないかというふうに思うのも、ちょっとおかしい話じゃないですかね。
- 藤田議員 今お話ししたように、教育者とは思えない手法っていうことで言われていますので、リーフレットを作成した、またコロナ禍で説明会とかいろいろ遅れていて、いろいろな部分、教育委員会の落ち度もあったと思うんですが、そのときには、教育者とは思えない手法という、その辺の部分が、あくまでも「すべては子どもたちのために」ということでこのビジョンを考えてリーフレットを作成しているということを聞いておりました。
- 委員 これは学校教育法施行規則の第41条のことを言っているんですよ。陳情者の発言もありますよね、41条で「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする」というのがリーフレットに載っています。しかし、その後のただし書きが消えちゃっているんですよ。「すべては子どもたちのために」と言うのなら、ちゃんとただし書きの「地域の実情その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」というのも載せなければフェアじゃないんですよ。そのことを言っているんですよ。それが本当に子供たちのためのリーフレット、子供たちのためのビジョンをつくるためのリーフレットなのか。私も疑問に思いますよ、何でただし書きを削っちゃったんだ。フェアじゃないじゃないですか。誤解でも何でもありませんよ。
- 委員長 リーフレットの部分の、やっぱりきちんと載せるべきだよというふうなことで言われたと思う。
- 委員 例えば、ただし書きが本当はなかったといたならば、何だ陳情者誤解しているじゃないか、そうじゃないじゃないかと言えらと思いますけど、ただし書きとして「特別の事情のあると

きは、この限りでない」、そこを省いちちゃっているんですよ。

○藤田議員 陳情者の方がそのような形で発言をされたということは、今お話聞いていると、確かに自由ですから、そのような形で指摘をするということはいいと思います。

○委員 18日には、誤解を解くために発言したんだと言っているんですよ。誤解を解くためじゃないじゃないですか。そのとおりじゃないですか。あたかも誤解を解くためだと言って、自分が正しいことをしたんだ、3月10日の発言は問題ないんだって弁解しちゃっているんですよ。

○藤田議員 いや、その後を読んでいただきたい。「陳情の内容に誤りがあるかのような発言となり、結果として陳情者が威圧的に感じられたということで、大変申し訳なく、おわびを申し上げます。申し訳ありませんでした」ということで、おわびをさせていただいております。

○委員 18日のね。「誤解を解こうと、一委員としてあのような発言をいたしました」とあるんですよ。

○藤田議員 はい。それはGIGAスクールとかリーフレットとかありましたので。

○委員 だって、3月10日はGIGAスクールとかリーフレットのことで、もう一つ教育長のことも言っているんですよ。

○藤田議員 結果として陳情者の方がそういう形で受け止められて威圧的に感じられたということとは、私も本当に申し訳ないということでおわびをさせていただいたということです。

○委員 おわびしたって、直接わびてないわけだよ。

○委員長 その部分は藤田議員が間違っていたということ、逆に言うとね。藤田議員の取り方が。

○藤田議員 おわびをしているように……。ええ。

○委員 誤解を解くためということでは何か正当化している、弁解しているというふうに思えますよ。これは誤解を解くためじゃなくて、自分の感情を陳情者にぶつけただけだということじゃないですかね。

○藤田議員 そんなことはありません。

○委員 次に、恐怖心を与えるような威圧的な発言についてです。藤田議員はハラスメントの定義を理解していますか。

○藤田議員 はい。

○委員 調査請求者は、藤田議員の恐怖心をあおるような威圧的な口調で「改めていただきたい」「正しい発言じゃない」「控えていただきたい」という発言で体調を崩しています。ハラスメント、加害者の意図ではなく、被害者が受けた心の傷によって成立するという定義を理解していますか。

○藤田議員 はい。

○委員 第6回の審査会の、6ページの下から8行目くらいからですかね。体調を崩した原因、その原因は藤田さんじゃないのかという委員の問いに、藤田議員は「そのとおりじゃないかと思えます」。まあ、そのとおりだということで、体調を崩した原因は藤田議員の威圧的な発言だと

いうことを認めているんですよ。ちょっと確認になって申し訳ないんですけどね。

○藤田議員 前回申し上げたとおりです。

○委員 これ前回じゃなくて、6回目。認めているということでもいいんですね。

○委員長 議事録では「そのとおりじゃないかと思えます」と書いてある。そうですね、間違いない。

○藤田議員 はい。

○委員 じゃ、認めているということでもいいですね。ちょっと、はっきりしてもらっていいですかね。

○委員長 その議事録は間違いないですよ。

○藤田議員 はい。

○委員 認めているということですね。

次に、かつての傍聴者への暴言——昔のこと引っ張り出して申し訳ないんですけどね——との比較です。第6回議事録の7ページ、下から7行目あたりです。藤田議員は「休憩中の傍聴者に対する発言と、私が委員会の質疑でしたことは根本的に違う」と言っているんですけど、何が根本的に違うんですかね。

○藤田議員 その前に答弁をさせていただいております。7ページ。

○委員長 真ん中のところかな。「根本的に違うと私は思っています」と。

○藤田議員 はい。

○委員 これもあくまでも誤解を解くためとなっているんですよ。さっき、誤解じゃないというのがあったんですよ。現象としては、藤田議員の発言で体調を崩した。病院に通って治療をしている。傍聴者への暴言のときと同じじゃないですか。何が根本的に違うのか。

○委員長 では、藤田議員、改めてその根本的に違う部分を発言してもらえますか。

○藤田議員 相手を傷つけようと思って発言はしていませんので。

○委員 さっきハラスメントの定義、分かっているって言っているけど、分かっているね。

○委員長 根本的に違うということなので、その違いを藤田さんとしての考えで言ってもらえれば構わない。

○藤田議員 答弁もしていますが、その例を通されたので、その例については休憩中に相手のところまで行って相手の首を取ってやるとか、そういう形の恫喝の発言をしているのと、委員会の中で質疑をさせていただいている中での部分というのは全然違うと思います。

○委員 という、そのシチュエーションじゃなくて、現象。シチュエーションは個々で違いますよ。だけど、発言によって傷ついて病院に通っている。今藤田さんの言われた言葉を借りると、傍聴者のところまで行ってというのは藤田さんの現象からすると、委員長をわざわざ降りて、それで暴言を吐く。藤田議員は恐怖心を与える威圧的な発言をした。その後、その発言によって傷ついて病院に通っている。何ら変わらないんじゃないですか。

○藤田議員　私が思っているのは、先ほどお話ししたように、あくまでも相手を傷つけるとかそういうものは一切ありませんでしたので。

○委員　ハラスメントの定義は分かっているって言いましたよね、言ってみてもらえますか。

○藤田議員　相手が傷ついてしまったということは謝罪をするしかないので、謝罪をさせていただいています。

○委員　ということは、傍聴者への暴言のときと同じだ、現象としては同じだということですね。

○藤田議員　いや、発言の意図が違いますので、それは違うと思う……、それは私の意見です。

○委員　意見じゃなくて、ハラスメントの定義を聞いているんですよ。こんなのがあってね、『自治体議員のコンプライアンス』というので、23ページ、セクハラのことを言っているんですけど、ポイント2、「そんなつもりじゃないのに」「この程度ならセーフ」といった思い込みや言い訳の気持ちがセクハラにつながる——まあ、セクハラのことですけどね。議員と陳情者ということになるとパワハラになるのかな。もらったんだっけ、これ。現象としては同じじゃないですかね。

○藤田議員　私も持っていますけれども、あくまでも私としては、そういうつもりはない。

○委員　だから、今言ったとおりじゃないですか。「そんなつもりじゃないのに」といった思い込みや言い訳の気持ちがセクハラにつながりますよ、コンプライアンス注意しましょうとなっているんですよ。ハラスメントの定義としては、言ったほうじゃなくて言われたほうで決まるんですよ。

○藤田議員　しっかり気をつけさせていただきます。

○委員　ということは、傍聴者への暴言と今回の藤田さんの陳情者への威圧的な発言というのは同じだということなんですね。

○藤田議員　いや、それは違います。

○委員　何が違うんですか。

○藤田議員　ですから、発言の根本が違いますので、趣旨が。あくまでも質疑をするための形ですから。

○委員　質疑をするため、根本が違うというと、じゃ、質疑なら何言ってもいいんですか。

○藤田議員　暴言を吐くようなことは言っておりませんので。

○委員　だけど、威圧的な発言はしているんでしょう。認めているじゃないですか。

○藤田議員　それは相手を感じてしまいましたので、それは謝罪をさせていただいております。

○委員　それで相手は体調を崩しているんですよ。

○藤田議員　委員長、いいですか。

○委員長　はい。

○藤田議員　謝罪をさせていただいておりますので、何度も同じようなことで、他の例を通して質疑というのは、ちょっと……。同じ質問を何度もされていますので、謝罪をさせていただいて

いますので。

○委員 謝罪をしたらば、質問しちゃいけないんですか。

○藤田議員 いや、同じことは質問しないということで。

○委員 同じことを質問するのは、ちゃんと答えていないからです。ちゃんと答えてください。

○藤田議員 相手に恐怖心を与えてしまったということは、本当に申し訳ないと思っております。そのような形で謝罪をさせていただいていますので、他の例と同じということはありませんので、その辺だけは違うと申し上げました。

○委員 何が違うのか。現象として、発言によって傷ついた人がいて、その傷ついた人が体調を崩した。同じじゃないですか。先ほども言いましたけど、シチュエーションは全く同じだなんてことはないですよ。ただ、現象としては同じじゃないかと言っているんですよ。藤田議員も自分の発言、威圧的な発言によって体調を崩した、自分が原因だということを先ほど認めているんです。同じじゃないですか。どこが違うのかっていうのを逆に説明してもらいたい。

○藤田議員 あくまでも委員会での質疑の部分です。

○委員 質疑だったら何を言ってもいいんですか。

○藤田議員 暴言を吐くつもりで言っていないので。

○委員 だから、それは言ったほうじゃなくて言われたほうなんですよ。それで決まるんですよ。

○委員長 そこがハラスメントの定義だって言っているんでしょう。

○委員 そうです。

○委員長 その説明ってつきますか、違うっていう。あくまでも、ハラスメントの定義に照らし合わせてどうですかって言っていると思うんです。

○委員 そうです、そのとおりです。同じじゃないですか。その後、傷ついて体調を崩した。あのときもそうでしたよね。

○委員長 この部分は答えは一緒になっちゃうのかな、違うということで。ハラスメントの定義に照らし合わせても違いますよと。

○藤田議員 例題が、私は全然本心が違いますので。ただ、ハラスメントの定義から言うと、今お話しされたように相手が受けることですから、それについては謝罪をさせていただいておりますので。

○委員長 だから違うよということなの。

○藤田議員 そうですね。思いはまるっきり違いますので。

○委員 だから、そうじゃない。思いは関係ないんですよ。発言者の意図というのは入らないんですよ、ハラスメントの定義には。だから気をつけましょうって配ったんですよ、これ。

○委員長 委員が言っているのは、ハラスメントの定義に照らし合わせて同じじゃないですかという部分で、藤田議員は違うと。あくまでも、そういうつもりじゃないということで違うということなんだよね。

- 委員 だから、ハラスメントの定義に合っていない、照らしていないということなんですよ。
- 委員長 かみ合わない。
- 委員 かみ合わないのは何が原因なのかっていうのは、ハラスメントの定義に当てはめていないから食い違っちゃうんですよ。
- 委員長 藤田議員、6回目の7ページの一番上にあります2行、そこを読んでいただけますか。
- 藤田議員 はい。読んでいます。
- 委員長 それに照らし合わせるとどうですかということなんですけど。
- 藤田議員 先ほどから言っているように、相手がそのように感じてしまったということは、その辺は謝罪しているとおりでございますので。
- 委員 ということは、同じだということなんですよ。
- 藤田議員 私的には違うということは、お話しさせていただいています。
- 委員 私的にはというのは、私的にはどこが違うのか。
- 藤田議員 結果的にはそういう形になってしまったというのは……
- 委員 結果なんですよ。私的には、そういうつもりがなかった。
- 藤田議員 言われるように、シチュエーションがまるっきり違います。その発言の意図も全然違います。その辺が違うということです。
- 委員 意図は関係ないんですよ。シチュエーションは、同じシチュエーションなんてあり得ないんですよ。もっと言っちゃえば、委員会の中ですよ、議会の中ですよ。片や休憩中ですよ。議員としてどっちが責任重いんですか。ましてや、委員長だったんでしょう。議会の中で起きたことなんですよ、休憩中じゃないんですよ。まあ、休憩中ならいいとは言わないよ。議会、私たちが開いている、それこそ市民の生活を守るために議論をしているその場で起きているんですよ。委員会の中でこういうことっていうのは、私も30年やっていますけれども、初めてですよ。
- 藤田議員 ただ申し訳ないという形でいます、しかない。
- 委員 申し訳ないじゃなくて、同じなんだろうと言っているの。むしろもっと重いんじゃないかって私は思っていますよ。
- 委員長 申し訳ないと思っているっていうことを謝罪をしているので、ということは認めるということでは取られちゃうんじゃないの。
- 委員 だから、認めてはいるんだよ。体調を崩して……
- 藤田議員 体調を崩して、そういう形ですが……
- 委員長 認めているんだから、その違いはないのかなと。
- 委員 私も思いますよ。
- 藤田議員 ハラスメントの立場から言いますと、そのとおりだと思います。どこかと比べるとということじゃないと思います。
- 委員長 比べるわけじゃなくて、ハラスメントに照らし合わせると、そこは認めるということ

で。

- 委員 認めてはいるんだよね。ただ、傍聴者への暴言と現象としては同じじゃないか。違うと言っているわけだから、何が違うのかっていうのははっきりさせてもらいたいですよ。違うということが説明できなければ、同じだというふうに言ってほしいんですよ。
- 委員長 ちょっと時間を置きますか。こんなやり取りで終始続いちゃうのも……。言っている内容は分かるよね。
- 藤田議員 分かります。
- 委員長 傍聴者に対することがありましたよね、それと一緒にではないかと。
- 委員 むしろ、それ以上だというふうに思っていますけどね。
- 委員長 ハラスメントの定義に照らし合わせるとね。
- 委員 議会ということでは、もっと重いんじゃないかっていうふうには思っていますけれども、とりあえずハラスメントという現象としては一緒じゃないか。
- 委員長 そこはあくまでも藤田議員は違うということだよ。
- 委員 何が違うのかっていうのははっきりさせていただきたいと思います。
- 藤田議員 ハラスメントの部分で言いますと、相手を感じることで、その定義から言うとハラスメントに、相手がそう感じているということですから、それはおわびさせていただいています。ただ、他と比べるというのは、違う……
- 委員 現象としては同じじゃないですかね。他と比べると、そんなにいっぱい事例がないから比べているんですけど。威圧的な発言を藤田さんがした。そして、されたほうは体調を崩した。同じじゃないですかね、現象としては。違うというのは何が違うのか。どこが違うのか。
- 藤田議員 ハラスメントと言われてしまうと、その辺の部分というのは言いようがありませんので。そういうつもりでお話ししたのじゃないというのは、ハラスメントは関係ないということが定義にありますので。
- 委員 同じだということを認めるわけですね。
- 藤田議員 ですから、私としては、シチュエーションとかそういう部分が違うので比べる必要がないかなと。
- 委員 シチュエーションが全く同じなんてことは、あり得ないんですよ。現象なんですよ。ハラスメントという現象は同じじゃないですか。
- 藤田議員 委員長、いいですか。比べる意図がちょっと分からないんですが。ハラスメントをした相手がそうやって恐怖心を覚えたということでおわびをさせていただいていますので、委員の質問の意図がよく分からないんですが。なぜ比べなきゃならないのか。
- 委員 なぜ比べなきゃならないのかというんじゃなくて、現象として同じじゃないのか。議会としてそんなに事例がないわけですよ。私の経験では、暴言発言的のところでは、何年前だ、そんなに遠くないときにあった傍聴者への暴言というのがありました。今回、それと似ているなっ

ていうふうに思っているんですよ。現象を比べると同じじゃないのか、何が違う。シチュエーションが全く同じなんてことはあり得ないでしょう。傍聴者のところに行って暴言を吐いたなんてことはあり得ないし。現象として同じ、違うのはどこだ。

○藤田議員 違うのは、発言の内容が違うということです。

○委員 内容なんて全く同じになるわけじゃないんですよ。

○藤田議員 ですから、そこが違うと言っているんです。

○委員 じゃ、威圧的な暴言、威圧的な発言で相手が傷ついた、体調を崩したというのは一緒だということですね。

○藤田議員 はい、そのとおり、先ほどからお話ししている……

○委員長 そこは認めるのね。

○藤田議員 ええ。おわびさせていただきたいという話はしています。

○委員 そうすると、傍聴者への暴言——発言ですね。議員の発言によって市民が傷ついたということでは同じだということを確認していいですね。

○藤田議員 はい。

○委員 そうすると、議員の発言で市民が傷ついた、そういう現象は傍聴者への言動と同じだということを認めました。かつて藤田議員は、社会福祉事業等に関する特別委員会で、議員が市民を恫喝するという、前代未聞、やはり議員辞職に相当する事案だと主張しています。そうすると、議員の発言で市民が傷ついた、同じだということは、今回の陳情者への恐怖心を与える威圧的な発言も、議員辞職に相当する事案だと考えていますか。

○藤田議員 前回も申し上げたように、考えておりません。

○委員 藤田議員はその特別委員会で、市民に対して発言をして、それで市民が傷ついて、そういうのは前代未聞で議員辞職に相当する事案だって、藤田議員が言っているんですよ。今回も現象としては同じだって認めているんですけど、議員辞職に相当するとは思わないんですか。自分は別なんですか。

○藤田議員 先ほど話しましたように、発言内容が違いますので。

○委員 また戻っちゃった。認めていないんだよ、発言内容が違うんだということ。議員の発言で市民が傷ついたということが同じだということを、発言内容が違うんだってとこにまた戻っちゃった。

○委員長 さっきのところは発言内容じゃなくて、ハラスメントに照らし合わせてどうかってことでさっき認めたと思うんですよ、同じことだということ。ただ、藤田議員が言うのは、発言内容が違うというところを言いたいわけ。

○藤田議員 はい。

○委員 発言内容がぴったり合うなんてことは、ないんですよ。ただ、現象としては同じなんですよ。威圧的な言葉で陳情者が体調を崩して、治療を受けている。全く同じじゃないですか。前

代未聞って、前代があったから未聞ではないだろうけど、これで2回目なのかな、私はね。

○委員長 どうですか、その部分に関して。

○藤田議員 大きな違いはおわびをさせていただいていると、全然違うと思いますので。

○委員 あのときも傍聴者への暴言を吐いた議員も、それなりという言い方……、まあ、謝罪はしているんですよ。同じなんですよ。特別委員会の場で謝罪をしていますよね。

○藤田議員 先ほどに戻っちゃいますけど、発言の内容が違いますので。

○委員 戻っちゃった、また。

○委員長 発言内容のことじゃなく、行為の部分。

○委員 現象というかな。

○委員長 その部分に関してのことなので、その部分に関しては先ほど、同じですというふうなことで認められたと思うんですよ。

○議長 ちょっと藤田議員に整理してもらって、少し考える時間を与えないと、即答というのはなかなか厳しいかなと。

○委員長 大事なところだからね。ここで一回、暫時休憩いたします。ちょっと藤田さんも考えて、その部分を。お願いします。

○委員長 再開いたします。午前中に引き続き、質疑をお願いします。

○委員 引き続いて聞かせていただきます。議員の発言で市民が傷ついて体調を崩した。以前の、傍聴者への暴言と一緒だというのを一時認めて、また戻っちゃったんですけれど。それで、特別委員会で藤田議員は、先ほど皆さんに資料渡ったかと思うんですけれども、平成28年5月24日の社会福祉事業等に関する特別委員会の記録で、4ページの上から10行目くらいですかね。「非常に前代未聞」、その下に「やはり私も辞職勧告に相当する、今回の事案だと受け止めております」ということを発言しています。そうすると、同じ現象だということでは、今回の藤田議員の威圧的な発言も議員辞職に相当すると藤田議員は考えていますか。

○藤田議員 違うと思います。

○委員 どこが違うんですか。

○藤田議員 経過はもちろん違いますし、悪意に満ちて発言されたのと、質疑をしたというのは全然違うということで。

○委員 そこまで戻っちゃうと、またハラスメントの定義からやらなくちゃいけないくて、エンドレスになっていっちゃうんですよ。悪意を持ったのかどうなのかというところで言っちゃうとね。そうじゃなく、現象としては議員の発言で市民が傷ついて体調を崩した、病院に通っているというので一緒なわけですよ。それで、藤田議員も特別委員会で、前代未聞で辞職勧告に相当するっていうふうな発言をしているわけですから、同じだということならば、辞職勧告に相当するということじゃないですかね。

○藤田議員 先ほども申し上げましたように、根本的に違うと思っておりますので、これ以上説明しようがありません。

○委員 説明しようがないってことは認めるってということなんですか。

○藤田議員 いや、認めるということじゃなくて、あくまでも悪意に満ちた発言と、そうでないということとは根本的に違う。

○委員 根本的に違うというところまで戻っちゃったの。そうすると、午前中議論していたのが元に戻っちゃっているというのと、自分の発言したことを責任持てない。一番最初に言いましたけれども、政治倫理条例の第2条のところで、自ら潔い態度をもって疑惑を解明する、その責任を明らかにするということの説明責任を果たしてないかと思うんですけど、その辺はどういうふうに思いますか。

○藤田議員 傍聴者に対しての発言と今回の件とは、先ほど申し上げましたように、そこに至るまでの発言内容が全然違いますので、その辺では同じだとは言えないということです。

○委員 だって、発言の内容がぴったり合うことはないんですよ。どういう現象になったかということで、議員の発言で市民が傷ついて体調を崩した、病院に通っている。同じじゃないですか。ちゃんと説明してもらいたいと思います。

今答えられないなら、少し時間を置いて、説明できるようにしていただいけませんか、委員長。

○委員長 藤田議員、これ以上、このことの説明ってできますか。

○委員 今できないって言うんだから、ちょっと時間を置きましょうよ。

○委員長 どうですか。

○藤田議員 そうですね、時間を置いていただければ。

○委員長 では、これ以上、このことでは説明ができないということなので、この件に関しましては、ここで本日の質疑を終了させていただきます。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
それでは、藤田議員にはご退席をお願いいたします。ご苦労さまです。

[藤田 昇議員 退席]

○委員長 本日の審査はこれで終了いたします。

次回の開催日時につきましては、正副委員長で協議の上、通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ご苦労さまでした。